

# 社会福祉法人慈光福祉会

## 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光福祉会定款（以下「定款」という）第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の種類)

第2条 報酬の名称は、業務の形態により次の通りとする。

- (1) 出席報酬（出席報酬とは「理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席に伴う報酬」をいう。）
- (2) 業務報酬（業務報酬とは「職務執行業務の報酬」をいう。）
- (3) 賞与
- (4) 退職手当

### (報酬の支給等)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長・業務執行理事（以下「常勤の役員」という。） 業務報酬
- (2) 理事長・業務執行役員以外の理事（以下「非常勤の役員」という。） 出席報酬  
及び業務報酬
- (3) 監事 出席報酬・業務報酬
- (4) 評議員 出席報酬
- (5) 評議員選任・解任員 出席報酬

2 賞与は、業績賞与として理事長に支給。

3 退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。ただし、職員と兼務している常勤の役員については支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、総額2,000,000円を限度とする。また、評議員に対する報酬の額は、総額300,000円を限度とし、次の号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

#### 2 常勤の役員

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

3 非常勤の役員・監事・評議員・評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表4に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬毎月21日(ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときはその前日とする)

(2) 賞与 7月の毎月報酬支給日に併せて支払う

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内

2 非常勤の役員・監事及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手當に当たっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成29年第1回評議員会承認後から施行する。

2 評議員選任・解任委員については、平成29年2月1日より施行する。

3 賞与及び退職金は、当面の間支給しない。支給開始時期については、業績等を勘案し評議員会で検討を実施する。

4 旅費費については、別途定める旅費規定による。

別表第1(第4条関係)

役職名	報酬の種類	報酬の額	備考
理事長	業務報酬	月額 30,000円	業務執行に伴う報酬
業務執行理事	業務報酬	月額 10,000円	業務執行に伴う報酬

別表第2（第4条関係）

法人全体の事業活動計算書の当期活動増減差額の状況により、評議員会で支給額を決定する。

別表第3（第4条関係）

報酬の年額×在職年数×0.2

別表第4（第4条関係）

役職名	報酬の種類	報酬の額	備考
非常勤役員	業務報酬	日額 10,000円	業務実施の報酬
	出席報酬	日額 10,000円	理事会等出席報酬
監事	業務報酬	日額 10,000円	会計監査等の業務
	出席報酬	日額 10,000円	理事会等出席報酬
評議員	出席報酬	日額 10,000円	評議員会出席報酬
評議員選任・解任委員	出席報酬	日額 10,000円	評議員選任・解任委員会出席報酬